

自己資本の充実の状況について

定性的な開示

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(1) 普通出資

- ① 発行主体：新潟県信用組合
- ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,226百万円

(2) その他の出資

- ① 発行主体：新潟県信用組合
- ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：100百万円
 - * 100百万円をその他の出資として計上しております。
 - * 平成21年度に行った旧両津信用組合との合併により承継した優先出資100百万円を令和2年3月19日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項第1号の規定に基づき消却したことにより、優先出資からその他の出資に振替えたものであります。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法等の概要

地域のお客さまからの普通出資及び内部留保による資本の増加を図ることにより、自己資本の充実に努めております。

現在の自己資本比率については9.72%で、引き続き必要とされる国内基準(4.0%)を大きく上回る水準にあります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少しないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、審査管理部を主管部として厳正な融資審査の実施に万全を期しております。また、大口貸出や特定業種への偏重を避けるために与信集中リスク管理やポートフォリオ管理を徹底し、定期的に管理状況を常務会等に報告を行っております。

信用リスク量の計測は、VaRにより行っております。

(2) 標準的手法

- ① リスク・ウェイトの判定に使用する
適格格付機関等の名称
有価証券運用において、次の5社を使用しております。
 - (株)格付投資情報センター(R&I)
 - (株)日本格付研究所(JCR)
 - スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)
 - ムーディーズ(Moody's)
 - フィッチ・レーティングス(Fitch)
 貸出金については、適格格付機関等は使用しておりません。
- ② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
 - 投資信託は上記5社を使用
 - 上記以外の有価証券は、フィッチ・レーティングスを除く4社を使用しております。
 エクスポージャーとは、リスクにさらされている金融資産の総額のことであり、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

4. 信用リスク削減手法に関する リスク管理方針及び手続きの概要

リスク削減手法については、適格金融資産担保(担保預金をいいます)に相当する貸出金について簡便手法により信用リスクを削減し、また一定の要件を満たす保証機関等が保証した貸出金についても、保証を信用リスク削減手法として採用しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

派生商品取引の取引相手の信用リスクに関しては、カレント・エクスポージャー方式により与信額の算出を行っております。

また、仕組債や投資信託等の金融商品に内包されているデリバティブ取引については、金融商品毎の実行権限及び運用枠の中で一元管理をしております。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン・債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

取引にあたっては、信用リスクに関する事項・金利リスクに関する事項と同様の方法で運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は、外部格付準拠方式を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理は、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

信用リスクに関する事項において記載された適格格付機関等を採用しております。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクです。事務リスク、システムリスク以外の、法務、風評などその他のリスクについてもオペレーショナル・リスクに含めて管理しております。

事務リスクについては業務の種類ごとに、事務部(預金・為替・外国為替)、審査管理部(融資)がそれぞれ担当し、事務の厳正化、効率化に努めています。事故の未然防止のため監査部による監査を営業店、本部に対して年1回実施しているほか、各営業店においても毎月1回の店内検査を行っています。さらに、事務部・審査管理部と監査部の連携による営業店への事務指導や、各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

システムリスクについては、当組合が加盟しているしんくみ全国共同センター(SKCC)を通じて、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化・暗号化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。顧客データに関しても、個人情報保護規程に基づきお客さまの情報は適正な方法で入手し厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

また、高度化するサイバー攻撃に組織的に対応するため、「サイバーセキュリティ管理の基本方針」の策定、CSIRTを設置するとともに、他金融機関との情報共有・情報連携を実施しています。

法務リスクについては、法令等遵守の徹底を最重要項目として取り組んでおります。具体的な内容は「コンプライアンス(法令等遵守)体制」(P.11)に掲載しております。

また、当組合では風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、統合的リスク管理方針に則り、健全性及び適切性の観点から適正なリスク把握と当組合の経営体力に基づいたリスクコントロールを目的として、リスク資本配賦運営により限度額を設定し管理しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（信頼水準99%、保有期間60日、観測期間1,200日）により行っており、リスク量はALM委員会に月次で報告しております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当組合では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しております。また、金利リスクについては、金融機関が保有する資産・負債のうち市場金利に影響の受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預け金、預金等）を管理対象とし、モニタリング体制の整備等により管理しております。

管理指標としては、VaR法によりリスク量を計測しており、年度当初に設定した限度枠の遵守状況等を含め、ALM委員会に月次で報告しております。さらに、金利の変動による経済価値変化の指標であるΔEVEを計測し、ALM委員会に月次で報告しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに当組合が自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
4.50年となっております。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年となっております。
- 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金内部モデル等）及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金など満期のない流動性預金については、合理的に預金者行動をモデル化したコア預金内部モデルを使用し、預金種別や人格別の預金残高を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。なお、モデルの検証については定期的にバックテストを実施しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な設定値を採用しております。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出したΔEVE及びΔNIIの正値を単純合算しており、通貨間の相関等は考慮しておりません。
- スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- 内部モデルの使用等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金内部モデルについては、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。

● 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期のΔEVEは5,070百万円であります。計測値については、当組合の自己資本額および保有有価証券の含み損益など、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題ない水準であると判断しております。

② 当組合が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

● 金利ショックに関する説明

ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の経済イベントや、景気シナリオ等に基づく金利変動としております。

● 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEと大きく異なる点）

当組合では、その他有価証券の金利リスクについては、保有期間60日、観測期間1,200日、信頼水準99%を前提としたVaR法による計測を行っております。さらに、満期保有目的の債券の金利リスクについては、保有期間60日、観測期間1,200日、信頼水準99%を前提としたVaR法による計測を行っております。また、有価証券を除いた金利リスク（預金・貸出金・預け金等）については、保有期間250日、観測期間1,250日、信頼水準99%を前提としたVaR法による計測を行っております。

事業年度の開示事項

Ⅰ. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	19,662	19,966
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,338	2,326
うち、利益剰余金の額	17,391	17,706
うち、外部流出予定額(△)	67	66
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	162	128
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	162	128
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,824	20,095
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	5	4
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	4
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	360	438
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	366	443
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	19,457	19,651
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	187,500	192,894
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 152	△ 151
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 152	△ 151
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9,465	9,118
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	196,965	202,013
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.87%	9.72%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

Ⅱ. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	187,500	7,500	192,894	7,715
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	169,860	6,794	172,301	6,892
(i) ソブリン向け	491	19	447	17
(ii) 金融機関向け	18,522	740	16,020	640
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			2,605	104
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	53,228	2,129	40,545	1,621
(v) 中小企業等・個人向け	45,433	1,817		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			27,030	1,081
トランザクター向け			407	16
(vii) 抵当権付住宅ローン	2,244	89		
(viii) 不動産取得等事業向け	16,588	663		
(ix) 不動産関連向け			34,371	1,374
自己居住用不動産等向け			14,010	560
賃貸用不動産向け			305	12
事業用不動産関連向け			19,729	789
その他不動産関連向け			325	13
ADC向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			14,346	573
(xi) 三月以上延滞等	631	25		
(xii) 延滞等向け			4,184	167
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			261	10
(xiv) 出資等	12,970	518		
出資等のエクスポージャー	12,970	518		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			14,799	591
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー	10,045	401	10,801	432
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,447	57	1,447	57
(xix) その他	8,257	330	8,046	321
② 証券化エクスポージャー	4,070	162	3,967	158
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,445	537	16,341	653
ルック・スルー方式	13,445	537	16,341	653
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引			—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 152	△ 6	△ 151	△ 6
⑥ CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	270	10	389	15
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	5	0	46	1
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	9,465	378	9,118	364
BI			6,079	
BIC			729	
ハ. 総所要自己資本額 (イ+ロ)	196,965	7,878	202,013	8,080

1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)~(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産等が含まれます。
7. 当組合では、「マーケット・リスク」に関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
10. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー区分		信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
地域区分	国内	374,434	366,383	185,241	193,726	95,962	101,724	—	—	901	4,667
	国外	35,408	41,754	—	—	34,538	35,684	870	6,070	—	—
	地域別合計	409,843	408,138	185,241	193,726	130,501	137,408	870	6,070	901	4,667
業種区分	製造業	29,243	31,217	16,212	16,380	12,930	14,036	—	700	34	235
	農業、林業	588	653	588	653	—	—	—	—	2	1
	漁業	12	10	12	10	—	—	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	580	509	580	509	—	—	—	—	—	—
	建設業	25,681	26,547	24,780	25,144	900	1,403	—	—	129	364
	電気・ガス・熱供給・水道業	10,260	10,248	141	126	10,119	10,122	—	—	—	—
	情報通信業	3,439	3,551	253	277	3,153	3,241	—	—	—	6
	運輸業、郵便業	4,882	5,434	3,077	3,529	1,804	1,905	—	—	13	49
	卸売業、小売業	20,077	21,037	15,469	15,128	4,607	5,108	—	800	74	448
	金融業、保険業	109,920	93,436	7,005	9,063	40,456	40,755	870	3,370	—	—
	不動産業	29,911	32,739	19,546	22,866	5,813	5,212	—	—	63	288
	物品賃貸業	1,024	1,064	1,024	1,064	—	—	—	—	—	—
	学術研究、専門・技術サービス業	2,656	2,650	2,656	2,650	—	—	—	—	91	101
	宿泊業	3,164	3,090	3,164	3,090	—	—	—	—	253	874
	飲食業	6,045	5,934	6,045	5,934	—	—	—	—	85	443
	生活関連サービス業、娯楽業	7,882	4,954	7,882	4,853	—	100	—	—	40	1,100
	教育、学習支援業	236	390	236	390	—	—	—	—	—	—
	医療、福祉	1,577	1,687	1,577	1,687	—	—	—	—	35	49
	その他のサービス	7,078	10,015	5,450	8,486	1,604	1,506	—	—	8	167
	その他の産業	2,183	1,735	2,183	1,735	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体等	80,498	86,932	31,388	31,716	49,110	54,016	—	1,200	—	—
	個人	34,903	36,871	34,903	36,871	—	—	—	—	67	535
	その他	27,994	27,424	1,059	1,556	—	—	—	—	—	—
	業種別合計	409,843	408,138	185,241	193,726	130,501	137,408	870	6,070	901	4,667
期間区分	1年以下	88,042	91,102	29,151	54,806	10,335	16,972	13	38		
	1年超5年以下	86,687	116,837	36,651	63,742	39,658	38,308	372	3,285		
	5年超10年以下	95,605	76,320	66,902	40,997	28,218	32,575	485	2,747		
	10年超	101,727	77,059	51,438	29,507	49,788	47,051	—	—		
	期間の定めのないもの	9,761	16,288	10	8	2,500	2,500	—	—		
	その他	28,018	30,529	1,087	4,664	—	—	—	—		
	残存期間別合計	409,843	408,138	185,241	193,726	130,501	137,408	870	6,070		

- 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産、その他の証券、買入金銭債権等が含まれます。
- CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	212	155	—	212	155
	令和6年度	155	123	—	155	123
個別貸倒引当金	令和5年度	1,102	1,071	56	1,046	1,071
	令和6年度	1,071	1,030	77	993	1,030
合計	令和5年度	1,314	1,227	56	1,258	1,227
	令和6年度	1,227	1,154	77	1,149	1,154

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	55	55	55	51	0	4	54	51	55	51	4	9
農業、林業	1	0	0	0	—	—	1	0	0	0	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	83	84	84	82	1	0	82	83	84	82	6	17
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3	2	2	2	—	—	3	2	2	2	—	—
運輸業、郵便業	14	15	15	13	0	1	13	13	15	13	—	1
卸売業、小売業	84	77	77	78	5	0	78	77	77	78	8	1
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	21	22	22	7	1	—	20	17	22	7	0	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	41	41	16	—	39	—	2	41	16	—	36
宿泊業	127	100	100	118	27	8	99	91	100	118	26	9
飲食業	61	41	41	53	11	3	50	38	41	53	10	5
生活関連サービス業、娯楽業	492	470	470	450	0	2	492	468	470	450	0	2
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	20	30	30	20	7	13	13	17	30	20	5	10
その他のサービス	10	10	10	11	—	3	10	6	10	11	4	13
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	125	117	117	122	1	1	124	121	117	122	7	1
合計	1,102	1,071	1,071	1,030	56	77	1,046	993	1,071	1,030	73	109

1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額	
	令和6年度					
現金	5,951	27	5,951	27	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	48,133	500	48,133	500	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,607	700	1,607	700	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	36,582	—	36,582	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,034	—	1,034	—	206	20%
国際開発銀行向け	1,020	—	1,020	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	900	—	900	—	40	4%
我が国の政府関係機関向け	1,204	200	1,204	200	40	3%
地方三公社向け	802	—	802	—	160	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	67,139	3,300	67,139	3,300	16,020	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8,501	1,000	8,501	1,000	2,605	27%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	67,423	8,921	67,423	2,811	40,545	58%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	41,095	26,182	41,095	1,735	27,030	63%
トランザクター向け	—	10,112	—	905	407	45%
不動産関連向け	47,013	—	46,264	—	34,371	74%
自己居住用不動産等向け	27,516	—	27,073	—	14,010	52%
賃貸用不動産向け	412	—	377	—	305	81%
事業用不動産関連向け	17,354	—	17,131	—	19,729	115%
その他不動産関連向け	1,730	—	1,682	—	325	19%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	14,346	—	14,346	—	14,346	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	3,345	25	3,345	23	4,184	124%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	347	—	345	—	261	76%
取立未済手形	24	—	24	—	4	20%
信用保証協会等による保証付	30,766	—	30,766	—	1,759	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	14,176	1,556	14,176	1,556	14,799	94%
合計					153,770	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
令和6年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	48,633	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,307	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	36,582	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	1,034	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	500	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,004	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	802	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	10,770	—	20,789	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,650	—	7,850	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	253	—	—	15,528	—	—	—	—	—	—	—	—	23,206	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	32	—	—	700	—	—	—	—	—	—	—	905	5,685	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	905	—	—	—	—
不動産関連向け	1,344	—	—	586	330	662	—	23	—	509	—	83	20,623	—	61	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	586	330	637	—	—	509	—	—	20,622	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	25	—	23	—	—	83	—	—	—	31	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—
その他不動産関連向け	1,344	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	391	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	167	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	13,098	17,593	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	104,804	18,393	—	29,430	330	21,452	—	23	—	509	—	988	50,374	—	61	—

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
令和6年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48,633
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,307
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36,582
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,034
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,020
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	900
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,404
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	802
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31,861
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,501
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	2,312	—	20,261	—	—	6,879	—	—	—	—	—	—	—	—	68,441
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	30,136	—	—	—	—	1,037	—	—	—	—	—	—	—	—	38,498
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	905
不動産関連向け	5,016	743	—	—	1,870	—	308	64	9,526	—	—	4,512	—	—	—	46,264
自己居住用不動産等向け	3,723	664	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27,073
賃貸用不動産向け	—	79	—	—	—	—	—	64	—	—	—	71	—	—	—	377
事業用不動産関連向け	1,292	—	—	—	1,870	—	—	—	9,526	—	—	4,441	—	—	—	17,131
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	308	—	—	—	—	—	—	—	—	1,682
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,346	4,320	—	—	18,667
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	791	—	—	—	—	2,131	—	—	—	3,320
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	178	—	—	—	—	—	—	—	—	345
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,691
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,560	216	—	14,777
合計	5,016	33,192	—	20,261	1,870	—	9,194	64	9,526	—	—	20,990	18,881	216	—	345,580

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

へ。リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,653	101,551
10%	—	18,964
20%	95,575	1,862
30%	200	—
35%	—	6,423
40%	1,908	—
50%	40,162	615
70%	1,403	—
75%	—	59,853
100%	8,535	66,513
120%	100	—
150%	—	212
250%	—	4,306
合計	149,539	260,303

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分してあります。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	169,106	5,327	100.000	176,235
40%～70%	45,937	11,012	100.000	56,925
75%	17,233	15,958	100.000	33,192
80%	—	—	—	—
85%	17,468	2,792	100.000	20,261
90%～100%	6,291	4,773	100.000	11,093
105%～130%	9,590	—	—	9,590
150%	20,990	—	—	20,990
250%	18,441	1,097	40.000	18,881
400%	33	458	40.000	216
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	305,093	41,420	102.105	347,386

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産 担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	15,581	8,648	7,252	26,491	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け 第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	8,100	800	—	—	—	—
③ カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—
④ 法人等向け	1,935	10	313	—	—	—
⑤ 中小企業等・個人向け	5,085	4,945	6,915	6,390	—	—
⑥ 中堅中小企業・個人向け	—	1,911	—	280	—	—
⑦ 抵当権付住宅ローン	10	—	—	—	—	—
⑧ 不動産取得等事業向け	255	—	—	—	—	—
⑨ 不動産関連向け 自己居住用不動産等向け 賃貸用不動産向け 事業用不動産関連向け その他不動産関連向け ADC向け	—	748	—	20,062	—	—
⑩ 劣後債権及びその他 資本性証券等	—	—	—	—	—	—
⑪ 三月以上延滞等	—	—	0	—	—	—
⑫ 延滞等向け	—	49	—	39	—	—
⑬ 自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	1	—	167	—	—
⑭ 出資等 出資等のエクスポージャー 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑮ 株式等	—	—	—	—	—	—
⑯ その他	194	180	23	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①～⑮に区分されないエクスポージャーです。具体的には、中小企業等・個人向けのうち名寄せ後1億円超の先が含まれます。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関する事項 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

なお、仕組債等の金融商品に内包されている派生商品のグロス再構築コストは上記記載に含めておりません。

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
① 派生商品取引合計	900	930	900	930
(i) 外国為替関連取引	451	427	451	427
(ii) 金利関連取引	30	60	30	60
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	24	58	24	58
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	395	385	395	385
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	900	930	900	930

上記計上額は仕組債等の金融商品に内包されているもののみとなっており、それ以外に残高はございません。

与信相当額算出の対象となる クレジット・デリバティブの 種類別想定元本額	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
仕組債	—	—	5,300	5,200

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる

証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び

主な原資産の種類別内訳 (単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
証券化エクスポージャーの額	11,925	—	12,454	—
(i) 住宅ローン債権	694	—	2,470	—
(ii) オートローン債権	2,243	—	2,147	—
(iii) その他個人向け債権	3,889	—	3,666	—
(iv) 事業者向け貸付債権	5,097	—	4,169	—

(注)再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの
区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	オン バランス 取引	オフ バランス 取引	オン バランス 取引	オフ バランス 取引	オン バランス 取引	オフ バランス 取引	オン バランス 取引	オフ バランス 取引
50%未満	8,584	—	9,132	—	79	—	77	—
100%未満	3,340	—	1,516	—	82	—	66	—

1. 所要自己資本の額はエクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
イ. 貸借対照表計上額及び時価等 (単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上場株式等	4,142	4,142	3,765	3,765
非上場株式等	9,033	—	11,213	—
合計	13,176	4,142	14,979	3,765

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び
償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	16	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、
かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	△ 54	△ 523

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で
認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式の評価損益です。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー
に関する事項 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	39,987	47,958
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項 (単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	5,070	6,584	926	1,158
2	下方パラレルシフト	0	0	0	1
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,070	6,584	926	1,158
		ホ		ヘ	
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	19,651		19,457	

金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。